(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七一〇・〇二九の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ―ＪＰ３の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

6

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	七三五
二	七七〇
三	八〇五
四	八四〇
五	八七五
六	九一〇
七	九四五
八	九八〇
九	一、〇一五
一〇	一、〇五〇
一一年目及びその後の各年	一、〇五〇

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一一〇七二〇・〇二〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ―ＪＰ４の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

7

(a)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量及び当該原産品の各年における枠内税率については、次のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	枠内税率（パーセント）
一	一〇五	三二・七
二	一一〇	二九・〇
三	一一五	二五・四
四	一二〇	二一・八
五	一二五	一八・一
六	一三〇	一四・五
七	一三五	一〇・九
八	一四〇	七・二
九	一四五	三・六
一〇	一五〇	〇
一一年目及びその後の各年	一五〇	〇

(b)　アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最恵国税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号〇四〇六三〇・〇〇〇の品目に該当する原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのＴＲＱ―ＪＰ５の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

8

(a)　アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一三五、〇四〇四一〇・一四五、〇四〇四一〇・一八五、〇四〇四九〇・一一八、〇四〇四九〇・一二八及び〇四〇四九〇・一三八の品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。アメリカ合衆国からの関税分類番号〇四〇四一〇・一二五及び〇四〇四一〇・一六五の品目に該当する原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率（砂糖を加えたものに限る。）（パーセント）	枠内税率（砂糖を加えてないものに限る。）（パーセント）
一	二八・六	二〇・四
二	二五・四	一八・一
三	二二・二	一五・九
四	一九・〇	一三・六
五	〇	〇
六	〇	〇
七	〇	〇
八	〇	〇
九	〇	〇
一〇	〇	〇
一一年目及びその後の各年	〇	〇